

I. くましんの基本目標と基本行動

i 5年後を展望した基本目標

- ・純資産の増加・・・出資金と利益剰余金の合計額40億円以上
- ・自己資本比率の向上・・・14%以上とする
- ・総預金の増加・・・各店舗100億円以上を達成し、1,000億円とする
- ・貸出金の増加・・・各店舗50億円以上、全店合計450億円～500億円とする
- ・年金取扱件数・・・各店舗1,000件以上を達成し、全店合計10,000件とする

ii 5年後達成に向けた基本行動

- ・先ず動くこと
- ・多くの人と触れよう
- ・そして、考えよう

II. くましん3つの基本戦略

i お客様が満足することの徹底

- ・営業推進の要は「営業」であることの徹底
- ・「営業」のIT化による密度の高い営業推進の実施
- ・魅力ある商品開発などへの取組

ii 他行との差別化

- ・営業主体の営業推進であることをアピールできる態勢の確立
- ・魅力ある預金商品の販売
- ・営業が推進しやすい融資商品
- ・「年金」はくましん、くましんのファン作り

iii 安定した収益の確保

- ・貸出での収益確保とフィービジネスの取組
- ・貸出金利決定方式及び営業店損益管理の定着
- ・年代層別の顧客ニーズを把握した商品の開発・販売
- ・チャレンジ制度を活用した専門知識を持つ職員の育成

事業方針

経営理念

経営目標

① 地域への貢献

地域金融を通じ、地域の発展に貢献しよう。

② お客様第一主義

お客様第一主義として、常に創造の精神をもって奉仕し、豊かな郷土を築きあげよう。

「安全」「奉仕」「収益」

③ 役職員の生活向上

だれにも信頼され、親しまれる明るい職場をつくり、くましんの持続と役職員の生活向上をめざそう。

基本方針

① 地域の発展に貢献します。

豊かな潤いのあるくらしづくり、明るい活気あふれた街づくりのお役に立つよう、全力をあげて業務に取り組み、地域の発展に貢献いたします。

② お客様第一主義の経営を行います。

地域に根ざした「地元金融機関」として、常にお客様の発展・繁栄のお役に立つ、お客様第一主義の経営を行います。

③ 健全にして堅実な経営を徹底します。

くましんの基盤と経営力強化に努め、「健全にして堅実な経営」の徹底に全力をあげます。

総代会

組合員の総意を適正に反映するための開かれた制度です。

1. 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて地域社会への貢献と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

組合員は一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することとなります。当組合では、組合員数が2万6千名余と多数のため、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算関係、事業計画、理事・監事の選出等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

当組合では、日常の業務活動やホームページ等を通じてコミュニケーションを大切にし、組合員のみなさまのご意見を経営に反映させるよう努めております。

2. 総代の選出方法と任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員の中から選挙区毎に選挙を行います。

(2) 総代の任期と定数

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定数は100人以上120人以内と定款に規定され、総代選挙規約により地区別定数を定めております。

3. 地区別懇談会の開催

当組合は、ガバナンス機能強化に向けた一環として、総代会開催の前に地区ごとに総代を対象とした地区総代懇談会を毎年実施しております。組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等を分かりやすく説明、一方、総代より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、組合経営や総代会に反映させております。

4. 第65期通常総代会の議決事項

第65期通常総代会を平成29年6月23日(金)本店ビル6階大会議室において開催し、次の議案を報告・付議し可決承認されています。

- 第65期事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件
独立監査人の監査報告 監事監査報告
- 第65期剰余金処分案の承認を求むるの件
- 第66期事業計画及び収支予算案の承認を求むるの件
- 第66期理事・監事の報酬の件
- 第66期借入金の最高限度額の承認を求むるの件
- 平成28年度組合員除名の件
- 理事の任期満了による改選の件
- 監事の任期満了による改選の件
- 退職慰労金支給の件



平成28年6月24日に開催された第64期通常総代会の様子です

総代のご紹介 (平成29年6月1日現在)

選挙区	総代数	総代氏名 (敬称略:五十音順)
本店地区	33名	石井弘光④ 石山洋一② 伊東達夫※ 岩崎孝男② 大石敦朗※ 大久保和政② 大沢和規② 岡田昇※ 小鹿野清① 小椋安夫※ 加藤友之② 加藤博④ 栗原良太② 國分一雄※ 小島正二※ 小林肇② 小林正裕④ 島野直※ 嶋村悦一※ 清水信哉③ 田口洋一④ 藤間則雄③ 時田芳文④ 中村重郎※ 西野則幸※ 長谷川隆春② 日向研一朗② 福岡昭② 福地利夫① 藤澤貞彦② 八木橋宏貴② 山下茂① 龍前和男※
妻沼地区	11名	石井一※ 石川浩※ 内田克彦③ 江黒健④ 門倉正浩② 金谷茂男※ 小林実② 島田重利② 田島外次② 田沼勲※ 田部井俊一②
寄居地区	10名	荻野幸一② 荻野真仁② 奥野潔法※ 小林謙治※ 坂本一三② 澤井修司① 久志本秀人② 輝元俊文※ 吉澤尚登② 渡邊哲②
吹上地区	10名	大沢博一※ 上岡常浩※ 澤本正彦③ 柴崎輝夫② 菅間正美※ 中島健② 古山勲※ 穂積容山② 柳英行② 渡邊鉄三※
籠原地区	10名	秋山よし江※ 岩淵敏之② 小暮直樹② 清水英雄※ 玉置志津子② 田村裕一② 春野高志② 福島昭② 福島一夫※ 古郡潔②
川本地区	9名	新佐世子② 今井俊雄② 大木勉② 大澤忠房④ 大谷孝志※ 坂田光司② 田中初男① 松本博之② 吉田文夫※
花園地区	10名	新井利男※ 井上昇志② 大久保昌治※ 大場万寿夫② 金子正司※ 小鮎哲夫② 富田勝② 町田喬※ 森田和正③ 山中義保②
石原地区	12名	井桁滋雄④ 石垣伸明② 上松隆行③ 梅澤敬育※ 大塚稔※ 岡本庄一郎※ 小澤雅一③ 金子利雄③ 佐藤良孝② 清水明※ 中島正義③ 西田政隆②
行田地区	12名	新井誠① 石井一紀④ 大久保栄吾① 大野年司④ 岡安秀和④ 梶原浩司④ 川野健人④ 斉藤恭一④ 島田克利① 中村清③ 萩原宙④ 松尾家満②

(注) 1. 氏名の後ろに就任回数を記載しております。
2. 就任回数が5回以上の場合は※で示しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

単位：百万円

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	63	80
監事	11	15
合計	75	95

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事14名、監事4名です。

注3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬は計11,475千円であります。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事1名、計531千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるとともに、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。